

News Release

令和 5 年 8 月 9 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

令和5年台風第6号の影響による停電に伴う特定小売供給約款の特例認可等について、異存ない旨を経済産業大臣に回答しました

令和5年 8 月 8 日、電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業者から申請のあった、令和5年台風第6号の影響による停電により災害救助法が適用された地域における、被災した電気の需要家等に対する特例措置の認可等について、経済産業大臣から意見の求めを受け、認可等を行うことに異存はないことを回答しました。

令和5年台風第6号の影響による停電について、令和5年8月1日付で沖縄県那覇市・宜野湾市・浦添市・名護市・糸満市・沖縄市・豊見城市・うるま市・宮古島市・南城市・国頭郡国頭村・国頭郡大宜味村・国頭郡東村・国頭郡今帰仁村・国頭郡本部町・国頭郡恩納村・国頭郡宜野座村・国頭郡金武町・国頭郡伊江村・中頭郡読谷村・中頭郡嘉手納町・中頭郡北谷町・中頭郡北中城村・中頭郡中城村・中頭郡西原町・島尻郡与那原町・島尻郡南風原町・島尻郡渡嘉敷村・島尻郡座間味村・島尻郡南大東村・島尻郡伊平屋村・島尻郡伊是名村・島尻郡久米島町・島尻郡八重瀬町に対し災害救助法が適用されました。

(参考)災害救助法が適用された地域については内閣府 HP をご覧ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

これを受け、令和5年8月7日付けで沖縄電力株式会社から、電気事業法に基づく経済産業大臣に対する認可等の申請がありました。

○申請概要

特例措置として、令和5年台風第6号の影響による停電に係る災害救助法適用市町村等(※2)において被災した需要家等から申出があった場合には、特定小売供給約款、託送供給等約款及び離島等供給約款以外の供給条件(料金の支払期日の延長、不使用月の電気料金の免除等。別紙のとおり。)で電気の供給を行う。

(※2)災害救助法が適用された地域及び隣接する市町村。詳細については、以下の各社 HP を御覧ください。(認可され次第、各社にて掲載予定)

・沖縄電力株式会社

<https://www.okiden.co.jp/index.html>

本申請に関して、経済産業大臣から特例措置の認可等を行うことについて、電気事業法等の一部を改正する法律附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 66 条の 10 第 1 項第 3 号及び電気事業法第 66 条の 11 第 1 項第 5 号及び 8 号の規定に基づき、意見の求めがありましたので、電力・ガス取引監視等委員会として認可等を行うことに異存はないことを回答しました。

なお、当該特例措置については、災害救助法が適用された日まで遡及して適用されます。

本ニュースリリースは、第 459 回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 田中

担当者: 福原・曾我部・横崎

電 話 : 03-3501-1529

メール: bz1-s-dentori-somu@meti.go.jp

(別紙)

特定小売供給約款以外の供給条件

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

＜沖縄電力株式会社＞

1. 被災されたお客さまの令和 5 年 7 月(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。), 8 月, 9 月および 10 月料金計算分の電気料金の支払期日(検針日の翌日から 30 日目)を各々1 カ月間延長する。
2. 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合は, そのお客さまの被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 カ月間に限り, 電気料金を免除する。
3. 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用せず需給契約を廃止し, その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で, その申込みが令和 6 年 2 月末日までに行なわれ, かつ, その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは, その工事費負担金を免除する。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 契約負荷設備, 契約受電設備または契約電力が被災時の需給契約の契約負荷設備, 契約受電設備または契約電力をこえないこと。
4. 被災されたお客さまが被災後, 再建等のため, 臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で, その申込みが令和 6 年 2 月末日までに行なわれたときは, その臨時工事費を免除する。
5. 業務用電力, 低圧電力, 高圧電力A, 臨時電力, 農事用電力および予備電力の被災されたお客さまで, 契約電力が 500kW 未満の場合は, 電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては, 令和 6 年 2 月末日までの間は, その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。
6. 被災されたお客さまが被災後, 再建等のため, 引込線, 計量器, その付属装置, 区分装置および通信設備の取付位置の変更の申込みを令和 6 年 2 月末日までに行なった場合で, かつ, その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは, 原則として, その初回の工事に要した費用を免除する。

託送供給等約款以外の供給条件

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

＜沖縄電力株式会社＞

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和5年7月(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。)、8月、9月および10月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款18(料金)の規定にかかわらず、各々1カ月間延長する。

2. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合は、託送供給等約款18(料金)の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6カ月間に限り、免除する。

3. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和6年2月末日までに行なわれ、かつ、その申込みの被災時の当該供給地点にかかる接続供給契約の契約負荷設備の総容量または契約電力をこえないときは、託送供給等約款68(供給地点への供給設備の工事費負担金)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

4. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災後、再建等のため、託送供給等約款20(臨時接続送電サービス)の申込みを行なった場合で、その申込みが令和6年2月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款71(臨時工事費)の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

5. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款18(料金)の規定にかかわらず、令和6年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金(ただし、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスを除く。)および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除する。

6. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災後、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを令和6年2月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款61(引込線の接続)、62(計量器等の取付け)および63(通信設備等の施設)の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7．この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。

(別紙)

離島等供給約款以外の供給条件

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

＜沖縄電力株式会社＞

1. 被災されたお客さまの令和5年7月(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。), 8月, 9月および 10 月料金計算分の電気料金の支払期日(検針日の翌日から 30 日目)を各々 1カ月間延長する。
2. 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合は, そのお客さまの被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6カ月間に限り, 電気料金を免除する。
3. 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用せず需給契約を廃止し, その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で, その申込みが令和6年2月末日までに行なわれ, かつ, その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは, その工事費負担金を免除する。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 契約負荷設備, 契約受電設備または契約電力が被災時の需給契約の契約負荷設備, 契約受電設備または契約電力をこえないこと。
4. 被災されたお客さまが被災後, 再建等のため, 臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で, その申込みが令和6年2月末日までに行なわれたときは, その臨時工事費を免除する。
5. 業務用電力, 業務用季節別時間帯別電力, 業務用ウィークエンド電力, 業務用電力Ⅱ型, 低圧電力, 高圧電力A, 季節別時間帯別電力A, 臨時電力, 農事用電力, 予備電力および深夜電力の被災されたお客さまで, 契約電力が 500kW 未満の場合は, 電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては, 令和6年2月末日までの間は, その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。
6. 被災されたお客さまが被災後, 再建等のため, 引込線, 計量器, その付属装置, 区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを令和6年2月末日までに行なった場合で, かつ, その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは, 原則として, その初回の工事に要した費用を免除する。
7. この離島等供給約款以外の供給条件に定めのない事項については, 離島等供給約款によるものとする。